

授業料免除に係る家計基準（詳細）

1 授業料免除の対象となる者の総所得金額

授業料免除の対象となる者は、その者の属する世帯（住所が異なる場合でも生計を一にする者を含む。）の1年間の総所得金額が、別表第1、2に定める収入基準表の収入基準額以下の者とする。

ただし、原則として次のいずれにも該当する者については独立生計者と認定し、本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の1年間の総所得金額で判定する。

ア 所得税法上、父母等の扶養親族でない者

イ 父母等と別居している者

ウ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に現に収入（奨学金は除く。）があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

2 総所得金額の算定方法

申請者の属する世帯の金銭等の1年間の総収入金額からこの基準で定める必要経費、別表第3で定める特別控除額を差し引いた金額とする。ただし、独立生計者として申請をし、認定されなかった者については、本人の1親等の直系血族の世帯（本人に1親等の直系血族が複数いる場合にあっては、総収入金額が最も多い1世帯）の総収入金額と合算し、この基準で定める必要経費、別表第3で定める特別控除額を差し引いた金額とする。

なお、1年間の総収入金額は、原則として申請の前年1年間の額によることとし、これにより難い場合は、日本学生支援機構の取り扱いを準用する。

ア 家計評価額の算定

家計評価額は次の計算式により算定する。

家計評価額＝総所得金額－収入基準額（別表第1、2）

総所得金額＝総収入金額－必要経費－特別控除額（別表第3）

イ 総所得金額の算定

総所得金額とは、申請者の属する世帯（独立生計者と認定された者にあっては本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。））の金銭等の1年間の総収入金額が、父母等から金銭等の給与を受けている場合はその金額を合算した額から、次の必要経費及び特別控除額を差し引いた金額をいう。

なお、本人が受けている奨学金あるいはそれと同様の性質であると認められる収入については、総所得金額に加算しない。

a 必要経費

必要経費の控除は、次の所得の種類別により取り扱うこと。

(a) 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む）の収入金額については、次の表の左欄の区分ごとに下欄の計算式により算定した金額を控除する。

収 入 金 額	控 除 額
104 万円以下	収入金額と同額
104 万円を超え 200 万円まで	収入金額 $\times$ 0.2+83 万円
200 万円を超え 653 万円まで	収入金額 $\times$ 0.3+62 万円
653 万円を超えるもの	258 万円

(注) 1 給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行う。

2 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算した後、総所得金額を算定する。

(b) 商業、工業、林業、水産業所得

年間売上高から、必要経費として売上品原価と営業経費を控除する。なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫として残っている分（たな卸し資産）は含まない。また、営業経費とは、雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

(c) 農業所得

総粗収入から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等（過去1年間の収入を得るために実際に消費したもの）の購入費を控除する。なお、総粗収入には、農作物の種類別に作付面積から総収量を算出し、これに販売価格を乗じて得た金額（粗収入）のほか、養蚕、牧畜、養豚等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額（粗収入）に加算すること。また、家計仕向け分（自家消費）も販売価格で換算して含めるものとする。

(d) その他の職業による所得及び雑所得

給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業（開業医、弁護士、著述家、公認会計士、外交員、税理士、大工、左官等）によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚・知人等からの援助等の収入の場合、それぞれの収入を得るための必要経費を要した時は、収入金額からその必要経費を控除する。

(e) 臨時的な所得

臨時的な所得とは、退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得の収入を言う。それぞれの収入を得るための必要経費を要した時は、収入金額からその必要経費を控除する。

b 特別控除額

母子・父子世帯、修学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、別表第3の特別控除額を

控除する。

3 特別な事由により授業料の納付が困難な場合の収入基準額について

「高知工科大学授業料の免除に関する規程の取扱要領」3 に定める特別な事由により授業料の納付が困難な場合の収入基準額についても、別表第 1、2 に定める基準とする。ただし、学資負担者の死亡や失職等の理由により前年同様の収入が見込まれない場合は、前年の所得から、当該減少分を考慮し、総所得金額を算出することができる。

別表第1 全額免除にかかる収入基準額表

(大学)

区 分		
世帯人数	1人	280,000 円
	2人	800,000 円
	3人	1,020,000 円
	4人	1,150,000 円
	5人	1,290,000 円
	6人	1,390,000 円
	7人	1,470,000 円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに 80,000 円をそれぞれ世帯人員 7 人の収入基準額に加算する。

(大学院修士課程)

区 分		
世帯人数	1人	120,000 円
	2人	680,000 円
	3人	930,000 円
	4人	1,080,000 円
	5人	1,240,000 円
	6人	1,330,000 円
	7人	1,420,000 円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに 90,000 円をそれぞれ世帯人員 7 人の収入基準額に加算する。

別表第 2 半額免除にかかる収入規準額表

(大学)

区 分		
世帯 人 数	1 人	1,070,000 円
	2 人	2,060,000 円
	3 人	2,460,000 円
	4 人	2,740,000 円
	5 人	3,000,000 円
	6 人	3,180,000 円
	7 人	3,350,000 円

(備考) 世帯人員が 7 人を超える場合は、1 人増すごとに 170,000 円をそれぞれ世帯人員 7 人の収入基準額に加算する。

(大学院修士課程)

区 分		
世帯 人 数	1 人	980,000 円
	2 人	2,060,000 円
	3 人	2,500,000 円
	4 人	2,800,000 円
	5 人	3,090,000 円
	6 人	3,280,000 円
	7 人	3,480,000 円

(備考) 世帯人員が 7 人を超える場合は、1 人増すごとに 200,000 円をそれぞれ世帯人員 7 人の収入基準額に加算する。

別表第3 特別控除額

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、次表の特別控除額を控除する。

A 世帯を 対象と する 控除	特 別 の 事 情	特 別 控 除 額		
	①母子・父子世帯であること			490,000 円
	②就学者のいる世帯であること	小学校児童 1 人につき		80,000 円
		中学校及び中等教育学校の 前期課程生徒 1 人につき		160,000 円
		国・公立高等学校及び中等教育学校の 後期課程生徒 1 人につき	自宅通学	280,000 円
			自宅外通学	470,000 円
		私立高等学校及び中等教育学校の 後期課程生徒 1 人につき	自宅通学	410,000 円
			自宅外通学	600,000 円
		独立行政法人・公立 高等専門学校学生 1 人につき	自宅通学	360,000 円
			自宅外通学	550,000 円
		私立高等専門学校 学生 1 人につき	自宅通学	600,000 円
			自宅外通学	800,000 円
		国立大学法人・公立大学 学生 1 人につき	自宅通学	590,000 円
			自宅外通学	1,020,000 円
		私立大学 学生 1 人につき	自宅通学	1,010,000 円
			自宅外通学	1,440,000 円
		国・公立専修学校高等課程 生徒 1 人につき	自宅通学	170,000 円
			自宅外通学	270,000 円
		私立専修学校高等課程 生徒 1 人につき	自宅通学	370,000 円
			自宅外通学	460,000 円
		国・公立専修学校専門課程 生徒 1 人につき	自宅通学	220,000 円
			自宅外通学	620,000 円

	特 別 の 事 情	特 別 控 除 額
A 世 帯 を 対 象 と す る 控 除	②就学者のいる世帯であること	私立専修学校専門課程 生徒 1 人につき 自宅通学 720,000 円 自宅外通学 1,120,000 円
	③障害者、被爆者のいる世帯であること	障害者/被爆者 1 人につき 860,000 円
	④長期療養者のいる世帯であること	療養のため経済的に特別な支出をしている金額。ただし、領収書等で金額が確認できる場合に限る。
	⑤主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している金額。ただし、710,000 円を上限とする。
	⑥火災、風水害、盗難の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期（概ね 2 年）にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。ただし、被害額が客観的に特定できる場合に限る。
	⑦父母以外の者で収入を得ている物のいる世帯であること	父母以外の者の所得者 1 人につき 380,000 円。なお、その収入が 380,000 円未満の場合はその収入額。ただし、本人及び配偶者の収入については控除できない。
B 本 人 を 対 象 と す る 控 除	自宅通学 280,000 円 自宅外通学 720,000 円	

- 備考 1 A 欄「②就学者のいる世帯であること」による控除は、就学者の中に出願者本人分は含めない。
- 2 就学者の学種が申請時と異なる場合は、申請時の学種により A 欄の「②就学者のいる世帯であること」による控除額を適用すること。
- 3 A 欄の控除については、該当する特別の事情が 2 以上ある場合、それらの特別控除額を合わせて控除することができる。